

総務常任委員会

平成15年12月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	小野 隆雄
坂口 徹	浦野 圭司	木澤 正男
		森河議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	西川 肇
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	教委総務課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	阪野 輝男
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	同 技 師	平田 政彦
同 技 師	荒木 浩司	監 査 書 記	佐藤 滋生

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 浦野委員、木澤委員

委員長 おはようございます。お揃いのようなので、総務常任委員会を開催いたします。始めに町長のご挨拶をお受けしたいと思います。

（ 町長あいさつ ）

委員長 それでは本日の会議の会議録署名委員に、浦野委員、木澤委員のご両名にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 レジメに従いまして会議を進めて参りたいと思いますが、はじめに議案第49号史跡中宮寺跡の用地取得についてを議題とします。説明を求めます。

生涯学習 課長 それでは議案第49号史跡中宮寺跡の用地取得についてご説明申し上げます。

（ 議案書朗読 ）

生涯学習 課長 これにつきましては関係者9名の買収価格、面積等について前回1月19日の総務委員会でお示ししております用地取得の一覧表のとおりでございます。変更はございません。なお後にお願いをしております継続審査の関係で資料1として提出しております図面の中に、ご覧になっていただきますと、平成15年度買収予定地をピンクの色で表しておりますので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。また、今回取得を予定しております費用の財源内訳でございますが、国費が80%、県費が10%、町費が10%の割合でございます。不足額444,612円につきましては、今定例議会の中でお願いしております一般会計補正予算第7号の中で補正額として計上

させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わりますが、慎重審査のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。

小野委員 総括質疑の中にもあったと思うんですが、議案書としてはこの2枚でいいのかなと思います。総務委員会には以前にもどういう土地を買収するのかということと、今の資料1みたいな感じで、11月19日に提出いただいております。確か、総括質疑だったと思いますが、どの辺りだと、どういう土地が、他何筆と書いていますので、議案としてはそれでいいのかなと思いますが、その点については改良していく必要があるんじゃないですか、全体を出すときに。

教育長 小野委員さんのおっしゃっていただいている、買収の明細的なものということなんでしょうか。今、課長のほうから申しあげましたように、前回委員会に出させていただいた内容で、変わらないということで、大変申しあげなかったのですが、そのまま以前に出させていただいた明細書、割り振りいただくようお願いを申し上げたいと思っています。今日は継続審査の中でお話させていただく予定でございます。今後の買収計画の中でも、お示しさせていただいておりますように、ピンクを15年度に購入させていただく場所、これが今議案書にあります9名のかたがた、8,372.68㎡、公簿でございますが、示させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

委員長 若干先に説明申し上げておきたいと思いますが、打ち合わせの際に、ただいまご質問ありましたように、総括質疑として本会議でもいろいろ質問が出ました。それは単価の関係などについて、質問が出たわけ

ですが、従ってこの明細書を具体的に付けていただくようにということをお願いしていたんですが、ただ、総務委員会でお配りいたしました資料の関係については、別途慣例に従って、全議員にこういう資料の配布をいたしましたということでお配りをしているんですねということで、確認をしましたところ、そういうふうにはしていますということでございましたので、一応この面については全議員がご承知をいただいているものというふうに理解をし、その手続きを採っているという事を確認をしたということが、打ち合わせ会の席上ではそういたしました。なお、取扱いの関係ですが、議案の49号と継続審査に入れている分とありまして、議案の分は単純にご指摘がありましたように、単純に議案として扱いをしておこうと。そして継続審査のところについて、具体的に、今後、あと2カ年間の関係がありますから、財源措置の関係もありましょうし、どういう分布で、どういう関係で対応していこうとするのか、ということについてはこのところで、ご議論いただいたらというふうに、理解をしまして、始めに申し上げておけばよかったんですが、そういうふうな手立てを講じて、きちっと議案と継続審査の関係、それぞれの処理区分を明確にしておいたほうがよからう、ということで打合せ会でも申し上げまして、今ご指摘いただきましたようなことにも配慮しながら、対応していくということについて、まず、ご説明申し上げておいたらよかったんですが、ご理解をいただいております。

小野委員　私が質問しているのは、今、そんな答弁をしてもらいたくないんですよ。委員長も打合せのことで、担当にも話をしておられるということは、総括質疑をされたかたに失礼な言い方になるかもしれませんが、委員長のおっしゃる通りなんです。その委員さんも、確かに総務委員会での資料は、事務局から全部レターケースに入れてもらっています。だけど、ああいう質問が総括質疑で出るということは、やはり議案の時に、そういう感じのものをつけておく方がベターじゃないのかなと、今後どうされるんですかということで聞いていますので、何もそれで

言ってもらったとか、また、委員長に気を遣ってもらって、私が言うておいたほうがいいという、このような書類ではおかしいと思う。総括質疑でなぜあったか。確かに委員長おっしゃるとおり、議員としては当然解かっているんだから、場所的なこととかは、判りますと。だが、これからも提出していかれる中で、やはりここへも付けておいてもらった方が、ああいう質問出ないんじゃないかなということで、質問させてもらっているので、履き違えということはやめてほしいと思います。

委員長 今のご指摘は、この種の問題については、より具体的に内容を理解していただく。所管の委員会は充分承知をしたいと思います。全体に理解してもらうことも大事でありますから、多少ですね、議案書の提出と併せて説明資料として必要なものについては充分な配慮をいただきたいという要望でありますので、そのように受け止めていただいて、今後それぞれの議案の提出について、必要な説明書を付けたほうがいいと判断される場合、積極的にそういうふうにして付けていただいて、全体のご理解をいただけるような配慮を尽くしてほしいということをお願いをしておきたいと思います。

嶋田委員 確認だけしておきます。前回、買収価格をお聞きしまして、道路側平米5万円と道路以外は平米2万5千円だということなんですが、これは3年に亘って買収されるということなんですが、この単価というのは変わりはないということですね。その確認だけ。

生涯学習課長 一応3年間、価格は同一の価格で設定させていただいておりますので、変わりないということでございます。

委員長 他にございませんですか。
ないようでありますので、議案第49号史跡中宮寺跡の用地取得について、結局これはそういうことでもありますけども、15年度にという

こととなりますが、原案どおり可決すべきものとするにしておりますか。

(異議なし)

委員長 それでは原案どおり可決すべきものとされました。
次に、議案第50号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政課長 それでは議案第50号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてをご説明申し上げます。

(議案書朗読)

企画財政課長 それでは予算に関します説明書によりまして、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお開きください。

第12款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では児童手当の支給額が増加したことによりまして、第2節被用者児童手当負担金で144万円、第3節児童手当特例給付負担金で49万円、第4節非被用者児童手当負担金で25万7千円のそれぞれ増額補正を行うものでございます。第7節保険基盤安定負担金では保険基盤安定繰出金にかかります国庫負担金額が増額されましたことから、100万1千円を増額補正するものでございます。第2項国庫補助金、第5目教育費国庫補助金につきましては、第1節小学校費補助金で斑鳩小学校南館校舎、耐震補強工事に係ります国庫補助金の補助率が当初3分の1となっていましたのが、補助率2分の1の事業に該当するとされましたことにより674万3千円の増額、第2節中学校費補助金では斑鳩中学校のトイレ改修工事が新たに国庫補助事業に採択されましたことにより190万円を追加補正をするものでございます。続きまして10ページの第3節幼稚園費補助金で、幼稚園就園奨励費補

助金の増により7万6千円の増額補正を行うものでございます。

次に第13款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金で国庫負担金と同様の事由によりまして、85万2千円を増額補正するものでございます。

次に11ページの、第2項県補助金、第2目民生費県補助金につきましては医療費助成に係ります県補助金の増額および保育所に係る産休等の代替職員の設置事業が新たに承認をされましたことから、387万円を増額補正するものでございます。

次に第19款町債につきましては、中宮寺跡史跡用地購入事業におきまして、先ほどの議案でも説明がございましたように、今年度の事業で纏まりましたことから40万円の増額補正をお願いするものです。

次に歳出ですが、今回の補正につきましては給料、職員手当等、共済費、これらの職員人件費につきましては、4月に行いました人事異動及び給与改定等に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。人件費総額では7,560万3千円の減額となっております。

次に人件費を除きます主な補正内容につきましてご説明させていただきます。13ページでございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第7節賃金では産休等に係ります臨時職員の雇用が当初見込みを下回りましたことから212万5千円を減額補正するものでございます。

次に14ページでございます。第6目企画費では合併協議会の運営に係ります負担金100万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては主に小委員会に係ります委員報酬、会議録作成委託料等の追加計上および新市建設計画策定委託料等の増額によるものでございます。

次に17ページでございます。第4項選挙費、第4目斑鳩町議会議員選挙費につきましては、選挙執行経費の確定によりまして235万3千円を減額補正するものでございます。

次に20ページでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、第28節繰出金で国民健康保険事業特別会計において人件費及び事務費の補正を行うことに伴いまして、国保職員等繰出金の増、及び普通交付税に確定に伴いまして国保財政安定化支援事業繰出金の減により国民健康保険事業特別会計への繰出金、835万6千円を減額補正するものでございます。

次に第6目医療対策費につきましては、重度、心身障害、老人等医療費助成金等々の増加が見込まれますことから、855万円の増額を行うものでございます。

次に21ページ、第8目国民健康保険医療助成費、第28節繰出金で200万5千円を増額補正するものでございます。第13目介護保険事業繰出金では介護保険事業特別会計における人件費に係る補正予算に伴いまして職員給与費の繰出金、1万6千円を増額補正するものでございます。

次に22ページでございます。第2目児童手当費で児童手当給付費の増加により288万5千円を増額補正するものでございます。

24ページでございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費ですが、ごみステーションの工事費が当初見込みを上回りましたことから、400万円の増額補正をお願いするものでございます。

30ページをお開き下さい。第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における人件費の補正に伴いまして、職員給与費繰出金の減、また、消費税還付金の確定等に伴いまして、公共下水道事業特別会計への繰出金389万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に31ページで、第9款教育費、第1項教育総務費、第3目私立学校振興費では私立幼稚園の就園奨励費補助金の交付を希望されます保護者数が当初見込みを上回ることが見込まれますので262万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に35ページでございます。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費では第1節報酬で社会教育指導員の雇用日数の減によりまして

96万4千円の減額、第2目公民館費、第1節報酬では公民館長を職員の兼務といたしましたことから、206万8千円を減額補正するものでございます。

36ページで、第4目文化財保存費でございますが、史跡中宮寺跡用地取得につきまして、44万5千円の増額を行うものでございます。

次に38ページでございます。第12款予備費につきましては今回の予算の補正から生じました財源8,094万3千円を予備費に流用させていただくものでございます。

それでは予算書の5ページにお戻り下さい。第2表の地方債補正でございます。中宮寺跡史跡用地購入時業につきまして、地方債の借入限度額を2億5千万円から、2億5,040万円に変更させていただくものでございます。次に1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのご説明とさせていただきます。何卒原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

木澤委員 2点お聞きしたいんですが、9ページですが、教育費国庫補助金のところで、小学校費と中学校費と出ていますが、まず小学校費に対しては耐震補助が3分の1から2分の1になったということですが、この耐震化というのは計画を立ててやっていたとは思いますが、今後につきまして、この補助が変わったというので、計画がどのように変更になるのか、ベースアップを図れるのかということと、中学校費のところ、トイレのほうでされているということですが、今までの経過がわかりませんので、町内5校ですね、それに対してもトイ

レ工事の計画があるのかということと、これについても補助が変わったということで、計画にどのような変更があるのかということをお聞きしたいです。

教委総務
課長

小学校の耐震補強でございます。計画があるのかということでございますが、事務局では小学校の耐震補強について、ある程度のスケジュールを持っておりますが、今回の補助率が変わったことによる影響というご質問ですが、今回の補助率が変わったといいますのは、単なる耐震補強という形で事業が認められるということになりますと、補助率は3分の1でございます。ただ、今回はそのうち地震対策特別措置法という法律がございまして、その中に地震防災緊急事業5ヵ年計画の中に、はまるか、はまらないかということについては、当初は未定であった。それが県といろいろ折衝する中で、それにはまるという決定になりましたので、3分の1の補助率が2分の1になったという経緯がございます。今後もこのように全てが2分の1にはまるかどうかということについては、まだまだ未確定な要素がございます。そういうことから、補助率が変わったから、積極的にやっていくとかの影響はないというふうに考えております。

中学校のトイレ改修でございますが、当初中学校のトイレ改修が、その補助の対象になるかどうかにつきましては未確定の要素がございました。同じようにその後県と折衝を重ねた中で、中学校の部分については該当するという形になりましたので、今回中学校の部分について補助を認めていただいたという経緯がございます。トイレ改修につきましては、平成13年度から3ヵ年の計画でもって、先程議員おっしゃったように、小学校3校、中学校2校の計5校におけますトイレを全て改修する計画で進んできておりまして、平成15年度が最終年度でございます。全てのトイレがこれで改修なったということでございます。

木澤委員

耐震工事のことをご説明いただいたんですが、5ヵ年計画の中に

当てはまるか、どうかというのは、単年度で予算を組んで具体的に上げないと、それは判断できないということによろしいですね。

坂口委員 中学校だけじゃなく、トイレ改修、3カ年の計画で、今年度最後ということ、今言われましたけれども、今までの分についても補助というのは同じようにされていたんですか。補助を受けられたのかどうかというのは、どうなんですか。

教委総務課長 この補助の対象事業費というのがございまして、その枠にはまるか、はまらないかということが、条件のひとつにあります。残念ながら従来工事については、それに該当しなかったということで、本年度中学校の部分が初めての補助を受けたものでございます。

坂口委員 今年最後なんですけど、もう既に壊れてきているというような話も聞いているんですけど、補修についてはまた随時やっていただけるものでしょうか。

教委総務課長 既に壊れてきているというのは、例えば、手を差し出すだけで、水が出るということについては、当然電池とか、内蔵しておりますので、その電池の交換等については当然その都度やっていくと。あと、何かの弾みで、ブース等が壊れたり、破損した場合、当然その都度補修はしてまいりたいと考えております。

小野委員 35ページの財政課長の方では公民館の館長が辞められたのか、兼務すると、職員が兼務する事によって、報酬として206万8千円の減額補正という事。担当の方にお聞きしたんですけど、どういう事情だったのかちょっと忘れてしまっているんで、申し訳ないんですけど、もし差し支えなかったら教えていただきたいのと、今後そのように職員が兼務で、公民館の館長というポストを置かないのか、どないしていかれるのか、現時点での意見、考え方をお願いします。

教育長 今回兼務さしていただいたのは、公民館の館長をしていただいておりますミズベ先生が年齢的に退職という事になりました。その後の館長の確保にいろいろ努力したんですけど、見当たらなかったという事もありますし、また、いろいろ公民館の職員の中で、今日まで議員のみなさまがたよりもお話が、ご指摘いただいていた事もございました。課長補佐を兼務させて公民館の運営を運ぶ事が今のところ望ましいのではないかと、というような事で本年度はそういう事でさせていただきました。今後についての事でございますが、これはまた、今後いろいろ、ころころ替わるという事についてお叱りを受けるか分かりませんが、そうした館長に適当な方がおられましたら、そうした中で専任の館長を配置致しまして公民館の充実をはかっていきたいなという風に考えております。

小野委員 ちょっと理解しにくい所も何ヶ所かあるんですけど、あまり突っ込んで聞かない方がいいのかなと思います。基本的には館長を置いていく。適任者がおられたら置いていくと。その方の事情で、年齢で退職、というのは、年齢が急に増えるわけではないので、おかしいと思うねけど、その館長に、お願いした人が一身上の都合で辞められた場合は、その年度は課長補佐で兼務させていくという、そういう基本方針でいきたいという事だと思うんですが、またちょっとそれでは説明がつかないんじゃないかなと思いますので、もう少し検討もしていったほしいなと思います。この議案については、館長が辞められたと。年齢の都合でやめられたという事で、補正予算を出しておられますから、それ以上の議論はまた次回にしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

委員長 質問者が今、了解をされたからですけれども、この関係はきちっとしておかないと今後の行財政運営と行政の改革という面に大きく関わってくる問題だという風に思うんですよ。ですから公民館の館長は必

要なものだという認識に立って、考える。一応現在は兼務でも引き受けるとしたら、兼務をして人件費を減らしていくという事と大きく関わってくる問題だと思うんです。ですからある程度はっきりしておいてもらわないと、なまじっかなまとめ方なり、処理の仕方をしておきますと、あとあとに問題を残す事になるという風に思うんですけども、今のような事を受けて、そのままにしておいていいんですかな、念のために。

町長 今、小野委員のご指摘のように、斑鳩町の公民館の関係は、学校の校長先生が退職されたとか、そういう関係の方が館長をしておられた。公民館に来られる方々は、やっぱり若い人を希望されている。対応のいい、そういう関係等について。率直に申し上げまして、私の方ではできれば今後とも館長は兼務と、職員が身を削るというような感じですかね、やっぱり現場へ行って、生の声を聞きながら改善する事は改善すると。今後とも私はやっぱり職員が一日一回公民館へ出向く。そして何か状況判断をしていく、という事が一番いいのではないかという事で将来的に考えますと、館長を兼務するという事がいいと思っております。

委員長 この問題は、今後の公民館のあり方についての問題ですから、館長は兼務、あるいは単独で置くべきかという事については色々な議論があるでしょうから、検討課題として本日は、今後置くということ前提にするのか、或いはどう扱うべきかという事について十分検討していくという立場での確認だけしておきましょうか。その方がいいと思いますね。教育委員会と町長との考え方が違うという事ではあかんし、ですから今後検討するという事にしましょうか。よろしいですか。

(了 承)

委員長 理事者の方もそれでよろしいですね。一応検討を要するという事に

したいと思います。他にございませんか。

ないようでありましたら、議案第50号平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については原案どおり可決する事にご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 総務常任委員会としては可決すべきものと決定致しました。

次に、報告第15号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。説明を求めます。

企画財政課長 報告第15号議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 次のページをお開きいただきたいと思います。

（ 専決処分書朗読 ）

企画財政課長 この補正予算につきましては、去る10月10日に衆議院が解散致しまして、これに伴い総選挙が実施される事となりました事から、その選挙執行経費及び県委託金につきまして同日付けで専決処分させていただいたものでございます。それでは予算に関する説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、第13款県支出金、第3項県委託金、選挙費委託金で衆議院議員選挙費委託金として11,373千円、最高裁判所裁判官の国民審査委託金で3万6千円、合わせまして11,409千円を追加補正させていただくも

のでございます。続きまして次に5ページをご覧いただきたいと思
います。歳出でございます。第2款総務費、第4項選挙費、第6目衆議
院議員選挙費で投開票に係ります立会人及び管理者の報酬や、職員の
人件費。またポスター掲示場に係る謝礼、設営等委託料等の選挙執行
経費を追加補正するものでございます。金額につきまして歳入と同額
でございます。それでは1ページに戻っていただきまして予算書を朗
読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政 以上で平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)にかかりま
課長 す議会の委任による町長専決処分の報告についてのご説明とさせてい
ただきます。何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑・ご意見がございましたらお受けいたしま
す。

(質疑なし)

委員長 専決処分報告、議会の議決の関係についても違法な取扱いでもない
ように思いますし、ご説明のようなことで了承したいと思いますが、
よろしいですか。

(異議なし)

委員長 報告第15号議会の委任による町長専決処分について(平成15年
度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましても、原案どおり報
告を了承するという事にいたします。

次に、要請第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見
書」をあげていただくにあたっての趣意書を議題といたします。

この件につきましては、事務局長のほうから、この要請についての、説明、朗読をお願いします。

(要請文書表朗読、趣意書朗読)

委員長 今、朗読をいただきましたように、この趣意書についてのご意見がありましたら、お受けしたいと思います。

小野委員 趣意書の真ん中より下のほうに、いろいろな事が予想されますと書いてあるんですが、実際問題、その影響による40人以上学級ができ、事務職員の削減なんかが予想されますというような表現で、陳情書というんですか、要請書を書かれているんですが、どれぐらいの確率で予想されるのかなとも思いますし、私自身は、40人以上の学級は別に問題ないとは思っていますので、私達の時代は50人は普通でしたし、なにも30人学級にする必要は一切ないと個人的には思っています。こういう今の制度が、なぜこういう事が予想されるということでは言われているのか、勉強不足で申し訳ないんですが、どのぐらいの確率で、大体でよろしいですが、本当にそういうことになるのか疑問もあるんですが、その点どうなんですか。

教育長 確率や予測は難しいのですが、ここに書いてあります削減が予測されますというような表現についてですが、文部科学省のほうからいろいろ言われているんですが、例えば、義務教育国庫負担法で、先生方、事務職員、栄養士の給料は全部、国2分の1、県2分の1で実施されております。国の方が一般財源化ということになりますと、今まで堅持してまいりました、40人学級というものが、45人になる可能性も、その地域、地域の財源の状況によって、財源に余裕のあるところは35人学級でやる地域もあるでしょうし、また財源のないところについては40人が45人学級になるというようなことにもなってくると。こういうことで、今まで全国同一の教育を進めてきたものが、そ

ここで地域的に格差がでてくるのではないかと、こういう予測をされているわけです。現実にそうなるかどうか、分かりませんが、そういった予測をされているのが、ここに言われている削減などの予測ということになるのかなと思っています。昨日の新聞で、児童手当、退職金の一般財源化するというようなことを新聞報道されておりますが、事務職員、栄養職員についても私達の情報を得る中では、一般財源化をしていくということが言われています。そうしますと、事務職員は、国と県の財源で来ている訳でございます。これが一般財源化になる、或いは地方に委ねるということになりますと、県費による職員の配置が確保ができるかどうか。これもまた難しくなってくる所がございます。そういった所が削減というような言い方されているように思います。今小野委員がおっしゃっているように、どのくらいの率でということになりますと、ちょっと難しいですが、予測されるは、そういったところで、文部科学省のほうでも一般財源化なった場合に、今の教員の確保が難しくなる所が出てくるのではないかと、というような予測をされているということでございます。

小野委員 意見書案の中に2つのこと要望して書いていただいておりますが、義務教育費国庫負担制度を堅持する、これが堅持できなかつたら、子どもたちに行き届いた教育を保障する事ができないのですかね。今の教育長の答では、私は疑問に思っている、40人学級以上はだめだというような、それで行き届いてないというような考え方は、私は基本的に了承出来ないのですが、そういうことを除いても、この今の制度、これはやはり、国の財政的なことで、三位一体の改革の中の一貫だと思うのですが、このことについて、これを堅持しなければ子ども達に行き届いた教育を保障することができないのかなと、疑問に思うんです。また2つ目の事務職員、栄養職員をとということも、これも同じことだと思うんですが、それらについてはどうなんですか。やはりこれを堅持しなかつたら、保証できないというような考え方でいいのか、その点難しいとは思いますが、お答えお願いしたいです。

教育長

端的にいいますと、例えば国が義務教育国庫補助を仮に一般財源化したとした場合、国が今負担しております金額全てが、例えば地方に補助金なり、交付金で満額交付されるかどうかがありまして、県の方で全て教育の先生方に配分されるかどうかという、そうした心配がされているわけがございます。そうした中で例えば県の方で財源がないということで、事務局員、学校栄養職員を県ではみられないということになってきた場合に、市町村の方に廻ってくるというようなことが出てくるのではないかなと思っています。国、県が出来ない分、市町村がした場合に、市町村の負担が多くなっていくという問題がございます。それから、40人学級がいいかどうかというのは、小野委員がおっしゃっていただくように、40人でも十分教育は出来るということは可能の面もありますし、また、一方では少人数授業を現在実施しておりますけれども、そうした取り組みの中できめ細かい、充実した内容で指導しなければならないというような面もございます。そうしたことで、今、国の方では基本は40人学級でございます。しかし、市町村の財力によって、或いは教育方針によって35人学級にしてもいいですよと、文部科学省は言っております。しかし35人にした場合は市町村で先生の給料をみなさいということでございますので、そうしたことを考えますと、今申し上げておりますように、これがされることによって、地方にその財源不足になるものが、市町村に廻ってくるだろうということから、非常に市町村の財源が緊迫する中で、その分までということになると、大変厳しくなってくるというような状況がございます。そうしたことから、先日の教育新聞でも調査されました内容でございますが、市町村の9割が、今の教育国庫負担制度というものを堅持していくのが必要であると、全国の教育委員会の調査をされた結果でございます。今、小野委員のおっしゃっていただいておりますように、出来るだけきめ細かい教育を進めていこうとすれば、少人数学級、或いは少人数授業も必要ではないかなと思っています。しかし、一方ではあまり少ないと団体生活ということもございませぬ

で、そうした面でも非常に難しい面もありますので、今の40人、或いは35人の中で、40人程度が一番妥当ではないかと思っております。

委員長

本来この事案の取扱いは委員会でいろいろ議論をし、交換をしながら、どうすべきかということを決めることだと思うんです。そのためのひとつの参考意見として、教育委員会或いは教育長が一体どんなことを考えているのか、どう認識しているのか、教育について、お聞きをするという立場で質問をしていると理解をしてもらわないと、この内容でいきますと、教職員組合とアベックで出すようにしているのかということ、一緒になりますから、そこで自主的な判断が損なわれる。ここの関係については2つの側面があると思う。教育という面での実効効果をあげるという考え方に立つのは、教育効果は、そうだろうと思うんです。一方では政府と地方との財源の分担の関係について、どうあるべきなのかという財政上の関係から、どう捉えるかということがあろうと思うんです。この2つをどう両立させるかということが、ひとつの課題になっているんだろうと。しかしそうであったとしても、認識の持ち方によって、どちらを身を削るという関係は、自ずと決まるということによって、取扱いというのは決まってくるだろうと思うんです。そういう性格のものではないかと思うんです。そういう意味で、多少、提出をされた時期と内容的な整理で、今変わりますから、多少文面にいろいろな面があると思いますが、趣旨として十分理解できるかどうか、ということについて、どう委員会として判断するか。そして最終的に意見書を提出することに賛成、趣旨を採択すればそうなるんですけども、その事についての是非をお互いに述べてもらおうということで、決めていくということになるんだろうと思うんです。そういうことで、議事を進めさせていただくつもりでいるんですけども、ご異議がなければ、いろいろご議論いただきたいと思っております。特に議論する必要がないと、直ちに採択するかどうかについても、もしあれば、ご意見伺いたいと思っております。

嶋田委員　私は学校教育、特に義務教育は国が責任を持って実施すべきだと思っております。だから、地方分権という名前でもって、地方に、恐らく財政的な面がほとんどだと思わんですが、譲り渡すというのは疑問に思っております。やはり国が責任を持って、基礎は国が責任を持って面倒を見ていただく。それが当たり前だと思いますので、義務教育国庫負担制度についての維持は当然のことだと思います。ただし、それに変わる制度なりが出てきた場合に堅持ということがいいのかどうか、ということがちょっと疑問には思っておりますけれども、基本的には私は賛成に入りたいなと思っております。

委員長　特に反対するようなご意見ございますか。

小野委員　嶋田委員の意見が、ある程度同じ感じはしているんですが、ただ、この強く要望するという内容が、私はこれではまずいんじゃないかなと。まして、教育の現場でおられるかた達からの意見で、嶋田委員がおっしゃるように、義務教育は国でというのが原則だから、いくら地方分権の時でもという意見だったら私は賛成していけると思いますが、このような内容での意見書として出す場合は、私は賛成しかねます。それだけです。

木澤委員　先ほど嶋田委員がおっしゃられましたように、やはり教育制度というのは国がしっかり支えていただかないと、ここにも書いていますように、全国どこでも同じ教育を一定水準の教育を確保するという事は非常に難しいのではないかとということと、ここにも書いていますように、2割は地方への新たな負担ということで、教育の予算の削減を図っていくということもありまして、私はこの義務教育を国でしっかり支えてもらう国庫負担の堅持ということは大切であるという趣旨で、賛成という立場での意見とさせていただきます。

浦野委員 私も嶋田委員のご意見と全く同感いたしました。やはり義務教育は国の責任ある行動の一貫だと思imasるので、それを地方に金銭的な面とか、教員の人員的なものとか、押しつけるというか、負担をさせるというのは、本末転倒だと思imasるので、ほとんど嶋田委員と同じ意見です。

坂口委員 私も、本質的には今嶋田委員がいわれたとおり、義務教育ですので、国が面倒見なければならないという考えではあります。

委員長 それでは扱いの問題として趣意書を理解して、意見書を提出するということは全員が一致するということは確認できようかと思うんです。2つ目の関係については、ここでは意見書として出されていますけれども、案というふうに理解しておきましょう。意見書案として文書が添付されていますけれども、この内容について先ほど小野委員の中から一部手直しを必要とするんじゃないのかというご意見もありますし、この内容でいいという意見はまだ出てませんけれども、意見書の内容をどうするか、どう扱うべきかということについて意見を聞かせてもらいましょうか。意見書を提出することは全員が一致する、出来るということを確認した上で、内容についてどうするかということについて、ご意見があったら聞かせていただきたいと思imasます。先ほどのご意見では多少最後の関係のところ、上の趣旨では言われてませんけれども、次に事項を強く要望するという関係についての部分について、もう少し配慮が必要ではないかというご意見のように受け止めました。そういった面についての修正を必要とするのか、これでいいということになるのか、ご意見があれば聞かせてください。

小野委員 先程から教育長の聞かせていただくと、私は、国が削減してくることによって、今までの教育が出来ないというような、一種の甘えで、こういう意見書を出すのは反対だという意見を持っているんです。嶋田委員が言ったように、義務教育だから、国がするのはそれでいいと、

2割削減してくるというような感じではなくて、国庫補助金を下げられるんだから、致し方ないという考えで、知恵を出して、教育の現場でもらいたい、そういうことがありますので、流れから言えば、しんどいと思いますけど。文書をもう少し考えてもらわないと。

嶋田委員 私も先ほど言ったように、国庫負担制度というもの、またそれに変わるものが必ず必要だと思っておりますけれども、堅持ということはどうかと思っております。この委員会で案を作るとすれば、小野委員もおっしゃっているように、下の段ですか、よって国、政府におかれてはとか、その辺を省略しても差し支えはないのではと思っております。

委員長 他にご意見ございませんか。

意見書の内容について、多少整理を必要とするということの全体のご意見であれば、休憩して、そういうことにするかどうか、ご相談をしたいと思いますが、その前に確認をしておきたいと思いますが、趣意書にもありますように、趣意書では意見書を上げて下さいということで意見書が付いていると。普通の場合ですと、案とか書いて、これはない訳です。そうするとこの意見書を上げよということを意味していると理解をすべきなのか、或いは委員会として、議会として意見書を上げよということで、その内容については一任されていると見るべきか、修正の余地があるか、ないかという関係と併せてなんです、そういう関係が出てくると思うんです。通常の場合ですと案とか、或いは参考として添付をするということですが、これはそういうことではない訳ですから、そういう選択の幅といいますか、修正の幅が認められているというふうに理解をしていったらいいということになるのか、或いは趣旨ということですから、拘らなくてもいいという意見にもなると思います。委員会として、趣旨を理解をして意見書を提出する。意見書の内容については、多少修正すべきところは、我々が趣旨を活かしながら、全体の一致を見るために、一部修正をするという関

係については容認されると私も思うんですが、そういう理解をしながら、対応することにしてよろしいですか。

(了 承)

委員長 この内容を一部、ご意見があるようですから、整理をする意味で休憩してご相談しましょうか。よろしいですか。

(了 承)

委員長 そのようにさせていただきます。若干休憩をいたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時48分 再開)

委員長 再開いたします。

要請第2号についてであります。その取扱いについて当常任委員会としてご相談を申し上げました。その趣旨を総務常任委員会としても理解いたします。従って、添付をされました意見書を参考に、検討いたしました結果、一部字句修正の上で、採択することにしました。意見書の内容につきましては、お手元に配布をしたとおりでございます。敢えて読み上げることを、省略したいと思います。なお、この意見書につきましては総務常任委員会の連名によって、本会議に提出をするということになるかと思えます。その事も含めて、要請第2号についての取りまとめをしていきたい。このように思いますが、ご意見ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 それではそのように処置をさせていただきます。

委員長 それでは継続事案に移ることにさせていただきます。
藤ノ木古墳の周辺整備に関することについてを議題といたします。説明を求めます。

生涯学習 それでは藤ノ木古墳の周辺整備に関することについて、ご報告申し
課長 上げます。史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、前回の委員会でご報告させていただきましたように、先月までに調査いたしました箇所
の拡張ということで、追加調査としまして、年内に第5次発掘調査を終える予定であります。調査成果については前回報告しました事項を大きく書き替えるようなものはございません。去る、11月21、22日の2日間でございますが、現地説明会を開催し、約1,000人の考古学マニアのかたが見学に訪れられたところでございます。今後の予定といたしましては、来年1月下旬頃までをメドに、今回の調査の終了報告書を作成、そして文化庁、奈良県に報告するとともに、墳丘上に盛土された仮面の宝積寺境内の一部と考えられる面的な確認調査につきましては、今後の整備の設計に関わり重要な事項でありますことから、史跡の現状変更許可の問題も含め、協議をしながら、今後の整備の進め方について、ご指導を得てまいりたいと考えております。そして、整備検討委員会を2月頃に開催し、今回の調査の最終報告を行い、先ほどご説明申し上げました宝積寺境内の解明につきまして、調査を実施していくかどうか等につきましてのご意見を賜ってまいりたいと考えております。なお、今後の整備検討委員会におきましては、来年度計画しております整備工事の設計に向けて具体的な整備手法を中心に、専門的な見地からご意見を賜ってまいりたいと思っております。簡単ではございますが、史跡藤ノ木古墳の整備に関しての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑ございますか。

(質疑なし)

委員長

特に今後の手続きの問題について述べられたんですが、一口でいいますと、2月頃に整備検討委員会を再開をして、今後の取扱いについて具体的に協議し、決めていくという手はずになっているということに尽きるかと思いますが、そのことで理解をして、終えてよろしいでしょうか。報告を理解したということで終わっておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

次に、同じく継続審査案件ですが、史跡中宮寺跡の公有化について、15年度の取扱いについては、先ほど議案の中でご審議いただきまして、ご研究いただいております。それに関連する問題でありますけれども、16年、17年で完了させるということで、これまでの説明がされてきました。これの具体的な関係について、考え方持っているようでありますから、説明を受けることにします。説明を求めます。

生涯学習
課長

それでは史跡中宮寺跡の公有化について、ご説明申し上げますが、説明の前に、前回11月19日の総務委員会で嶋田委員の質問に対しまして、史跡中宮寺跡の区域について農用地の区域であるか、否かという質問がございまして、全て農用地の区域に含まれるとお答えいたしました。その後改めて確認いたしましたところ、観光道路沿いの概ね1筆と町開発公社所有の元中宮寺池の部分については、農用地の部分から除外されているということが確認されましたので、前回委員会での答弁の訂正をお願いいたしたいと思っております。

それでは史跡中宮寺跡の公有化について、ご報告申し上げます。この件につきましては先ほど平成15年度の用地の取得についてご承認いただいたところでございますが、資料1をご覧くださいと思います。資料1の中で、平成16年度については緑色で、平成17年度に

については黄色の色分けで、今後の買収の予定を表しております。平成16年度につきましては、対象者が10名で、筆数が20筆、面積が9,006㎡ということでございます。17年度につきましては、所有者が4名で、10筆、面積が8,861㎡の予定で公有化を進めてまいり計画でございますが、あくまでも計画でございますので、地権者の事情等により16年度、17年度の年度が振り替わる等の変更がされる要素がございますので、その点につきましてはご了承のほど、お願い申し上げたいと思います。非常に簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました、質疑、ご意見があったらお受けします。

小野委員 この前疑問に思っていたこともあるんですが、議決をさせていただいたピンクの土地の中で、北側に447-2や、これらは既に分筆されているということで理解したらいいのですね。それで同じように東側の方で幸前1丁目の453-2と-1、332。今回買収される土地じゃないんですが、これらについては分筆等が済んでいるのか。

生涯学習課長 小野委員からいわれております、北側の道路に面した部分でございますが、既に分筆はなされております。東側の幸前1丁目の453-2、332-2についても、全て分筆は完了いたしております。

小野委員 史跡の指定を受けるときに、ここまでが中宮寺跡ということで分筆をされたんだと思うんですが、すると、この前の議論の中で道路に面してあるところは、沿道サービスにも使えるから、土地の単価を倍ぐらいに設定してということなんですが、そういった意味からいえば、道路も本来はそこも、中宮寺跡として指定を受けべきところだったのかなと、そういうことも考えられるんですが、この道路に沿って、今見たら東側で指定を受けて、そういう計画を立てていこうというこ

とになっているんですが、その観点からいえば、道路に面してあるのを沿道サービスに使えるから、これぐらいの値段だという設定の仕方が、皆さん納得してもらっているのでもいいのかなと思うんですが、なにかちょっと乱暴な設定の仕方、交渉の仕方ではないかと未だに思っています。こういう土地を買収していくのに、農用地の話もありましたし、沿道サービスに利用できるから高くなるんだと。これは鑑定など参考に進められておるのか。今、買収にもOKといいますか、そうして進めてくださいと議会も了承しているが、まだ心配なんですよ。あと2年間で同じ事が続けていけるのか、絶対大丈夫だということで、根拠あるのなら話してもらいたいし、沿道サービスだけでそれだけ値段が換えられるのかということなんですが、その点どうですか。

町 長

今小野委員ご指摘のように、史跡の関係等について、以前に、茶色に塗っています関係ですね。所有者から、当時教育長だった芳村助役が、何とか、大変なものですからということで、買収されて、この部分だけ史跡地として文化庁が買っていただいた経緯があります。その時に鑑定を入れてした中では、平米8万ですから、坪26万円ほどで買っております。今、小野委員がご指摘のように、国の方から買い上げをしようということで、平成15年度からなる中で、皆様がたに集まっていたいて、地権者のかたに、町としては鑑定に基づいて、道路際で平米5万円、そして中で、最終的には2万5千円ということで、概ね了解をいただいていることから、買収にかかっていること。そのかわり、3年かかりますということも申し上げております。ただ、中宮寺池につきましては開発公社が買っていますから、文化庁が渋っているわけですので、この間交渉に行きましたら、16年度中にもう一度発掘してもらいたいと。発掘して何かでてくれば、文化庁が買い上げようということをお願いいただき、一応17年の買い上げの予定ですが、万が一そういうことが見当たらなかつたら、恐らく買い上げにならない。町が開発公社から一般に戻さなかつたらということになってきます。そういう経過があるわけです。今、小野委員がご指摘

のように、沿道サービス等というより、そういう中で以前から採った鑑定等もございますから、鑑定を入れさせていただいて、町としても、いろいろご意見もある中ではございますが、説明会をさせていただいているということでご了解をいただきたいと思えます。

小野委員 今、茶色の部分については、いろいろ地主から相談を受けて、当時の芳村教育長にもお願いをしたという経緯もあります。その当時と単価的に違うというのは、バブルが弾けてしまったということもありますので、これについては地主さんも理解されると思えます。ただ、道路に面しているという扱いについて、例えば道路に面している奥まで1筆だったら、5万円であって、この中で439-1なんかでしたら、439-3，-4は県道で、現場は真っ直ぐ県道が走っている。だから、439-1は、具体的には5万円のくちだと思えますが、その上にある434-1は道路からの距離は全体的に見ても近いのですが、面していないという判断をしていくのが妥当なのか、その辺はこれからの交渉の段階でいろいろあるんだと思えますが、意味の分かるような交渉をしてもらえたら有り難いということで提案しておきます。その当時の地主さんにとってみたら、死活問題で、当時の芳村教育長の英断といえますか、住民のためにしていただいたことが、仇になるようでは困りますので、何とかよろしくお願ひしたいと思えます。

浦野委員 資料1の図面を見ているんですが、史跡ということは教育委員会のほうで図面があると思えますが、ちょっと歪になっている部分があるんですが、それは分筆せずに全部買い取ったのか、いわゆる文献と公図との歪になっている部分の事で聞きたいことと、3年計画で17年度まで買収されるということですが、買収が終わった土地の維持管理について、草刈りなど、その点どの様にお考えなのかお聞かせ下さい。

生涯学習課長 まず1点目の歪になっている部分ということでございますが、幸前1丁目辺りのことでしょうか。

浦野委員 それと左下の4 1 5 - 1 辺り。斜交いになっています。

生涯学習 史跡の範囲、文化庁にお願いする中でここまでの区域が今回お願い
課長 する史跡地として認められるであろうというところを取らせていただ
いております。幸前1 丁目の方につきましては民家等に接している部
分もございまして、若干歪になっているところがございしますが、一応
範囲の中に含まれている部分については、全てこの中で、史跡として
認定をお願いしてきたということでございます。あとの、買収後の維
持管理につきましては、当然町が所有するということになりますので、
年間2 回なり、3 回等の草刈りによって維持管理はしていかなければ
ならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

浦野委員 もう1 度確認なんですが、史跡あとの図面があって、いろんな諸事
情があって、幸前1 丁目の辺りは、少しオーバーに買い上げしている。
また、左下の4 1 5 辺りは直角だけど、斜交いまで買い上げしていると
理解しておいていいわけですか。

教育長 幸前については技術的な面もございまして、技師より説明をさせ
ていただきたいと思っております。

生涯学習 ただ今のご質問にお答えさせていただきます。南側の斜めになっ
課技師 ている部分であります。細かい話になりますが、斜めの地割は飛鳥時
代の当時の地割の痕跡が残っていると考えられます。発掘調査の結果
からも南側につきましても、一定の遺構が出てきておりまして、それ
に対しまして文化庁も、その辺の説明を文化庁に説明を行いまして、
南側については斜めになっておりますが、昔の地割の痕跡ということ
でこの範囲まで史跡地に指定させていただいております。そして東側
の幸前1 丁目辺りですが、北側と同じように、4 5 3 - 2 と更にその
西側4 5 4 については、一段、段がありますが発掘調査の結果から、

本来はもう少し東側までお寺の寺域が及んでいることが判っておりますので、この部分を敢えて分筆させていただきまして、範囲を東まで拡張させてもらっております。ただし、その南側につきましては、現在住宅地がありますので、その部分については西側に折れまして、鍵の手状になっておりますのが、史跡地の範囲を決定いたしました根拠でございます。以上でございます。

議 長 　　少しここで確認とお尋ねをしておきたいのですが、3年計画を持っておられるということ、そして先ほど担当課の答弁では、金額そのものは、3年で変わらないということは間違いないと確認していますが、問題は黄色に塗っているのが17年度だと、ピンクが15年度だと。2年のギャップが出ていると、その中で、一番北の444-3、432というのは地権者は一緒なんですか。ということは、私は買収というのはこういう具合にしていくのかということについていつも思うんですが、例えば2年先に、先ほど担当課からは、確信して金額は変わらないと言っているけども、現状では15年度の買収予定がピンクだと、黄色の地権者が17年度に入るとんでいるというのは訳があるんですか。それとも15年度に予定を入れておくということが、出来ないものですか。その点を教えてほしいんですが。

生涯学習
課長 　　今言われております、一番北の端でございますが、これと中にあります432は地権者が同じかたでございます。17年度になぜなったかといいますと、個人のいろんな事情がございまして、耕作されている農作物の関係やその辺をいろいろ考慮させていただく中で、15、16、17年度の年度割をさせていただいておりますので、出来るだけ3年の中で地権者のかたの意向に沿った形でということで、計画をさせていただいておりますので、ご理解を願いたいと思います。

議 長 　　元に戻りますが、17年度までは単価は変わらないということは先程答弁いただき、絶対に値段は変わらなくて、それでいけるという約

束はできているのか。

生涯学習
課長 今日まで地元に出向きまして、それぞれの地権者と充分お話をさせていただき、そういう約束はいたしております。ただ、そのことを書類に交わしているかとか、そういうことになってまいりますと、書類に交わしたりということではございませんが、先程町長も申し出ておりましたように、地域のかたに無理をお願いをして3年の中で協力をさせていただくということの中で、価格等については3年間凍結したかたちで今後変更することの無いということの中での条件ということで、買収のお願いに上がっておりますので、ご理解いただけているものと解釈しております。

議 長 行政の担当課も浅いと思う。先程課長が申されたように、443-5、432、438、この中で、先程言ったように、耕作物があるから遅れるというようなことを言っているが、今までどこの土地の買収に際しても、木の高さどれぐらいと買っておられる訳だ。野菜を作っておられるなら、野菜の単価入れてまでの交渉に行っておられると思う。担当課の交渉があまりと思う。出来れば今も言うように、買収するには、緑、ピンク、こんな奥まで、何か事情があつて、15年度、ここまで話が出来ているが、入り口開けていってこそ、金額的には私はそんなに変わってこないだろうと思いますので、今後そういうことで、意見は申し上げておいて、今後の参考に何かの方面でもらったらということで、意見だけ申し述べておきますので、よろしく願いしておきます。

小野委員 ほとんどが農用地だったということですので、今まで農用地の除外をまず、年2回あるので申請しないとイケなかったと思うんです、買収するについては。それらについて、当然、ピンクの部分は農用地除外ができていますから、こうしてされているんだと思うのですが、他の土地についても農用地除外という手続きはどのような計画で、この年

度に勿論あうようにされていると思いますが、用地の話をされるのに、農用地除外については、この委員会は関係が無いというようなものですが、やはりきちっと持って行かないと、いざ所有権移転をしようとする時に、農地法の関係で出来ないという事がありますので、当然計画を持っておられると思いますが、その計画についてどうですか。

生涯学習 農用地の件でございますが、農用地の除外につきましては契約が結
課長 べた段階で農業委員会等の手続きを追っていくという予定で現在事務
的な作業を進めているところでございます。

小野委員 農業委員会だけでは農用地除外は出来ないと思うんですが、それと
農用地除外については、確か年2回しかないと思いますので、その点
もちょっと確認しておいてくれますか。それだけです。今どうしてい
るのかではなくて、それも確認しておいてもらわなければ、せっかく
補正予算等で議会も同意しているのに、所有権移転がそのために遅れ
るという事になるのは、やはり手続き上のことがありますので、その
点もしっかり計画を立ててほしいとお願いをしておきます。

委員長 他にございませんか。

それでは史跡中宮寺跡の3ヵ年計画の買収予定について、15年度
取得を決めて、16年度、17年度の計画案も一応、構想を示されて
おります。今後の関係については、年度ごとに策定した予算の獲得が
できるかどうか、一番のキーポイントになろうかと思えます。その
ことと併せて、先程からご質問がありますように、個々の地権者との
関係について、15年度の協力者の関係とあとの人の関係についての、
取扱いが混乱を起こさないようにすべきだという立場からのご質問が
多く出ていると思えますから、そうした面を充分ご配慮いただいて、
今後我々の中宮寺の関心の条件としては、予算獲得がどうなるのか、
という予算編成に向けての、ひとつの方向になろうかと思うんです。
そのことによって、いろいろまた機会を変えていくことによって、困

難が出てくるかもしれませんから、充分その辺についてご留意いただいて、今後の中宮寺跡の買収予定計画について説明を受けたということで、その立場からのいろいろな配慮を求めるご意見があったということで、今日は終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(了 承)

委員長 ではそのように取扱いをさせていただいて、この件については終わりたいと思います。

これで継続審査案件の関係については、さらに今後引き続き総務常任委員会としては継続審議事案として取扱いをしていくということについて確認をいただいておりますが、よろしいですか。

(了 承)

委員長 ではそのようにお願いをいたします。

それでは、3のその他の議案に入っていきたいと思いますが、理事者側から何かございますか。

特に理事者側からの説明がないようでありますから、私どもから申し上げておきたいと思いますが、後で委員の皆さんからご意見があるかも分かりませんが、前回、提示をされました男女共同参画社会推進の関係について条例の提出があつて、12月議会で取扱いをしたいという理事者側の考えでありましたが、委員のご意見なども尊重して3月段階に向けての、更に内容調整をしていくという事で結論をいたしております。従つて、本日なおその関係について議題に予定をしていないわけですが、いろいろと今なお、その内容についてすり合わせなどが行われている段階であつて、委員会に提出する段階まで状況が整っていないという事から本日見送るという事になっております。従つてその事も含めてご報告を申し上げて、さらにご意見があればお受けをしておきたい、こういう風に思います。

小野委員　今回ないという事です。議長のほうからもないという事でちょっと心配しておって、それから委員長からそのような事を示していただきました。それでね、この委員会で議論する場を3月議会の前に閉会中にも委員会もたれると思うんですけど、その時でしたらこのような案でという事で、出してもらうという事です承しないといけないかなと思うんです。この前の議論の中で。できればそれ以前に内容の調整ができた段階で、一度開いていただきたい、そのようにお願いしますのでよろしくお願いします。

委員長　委員からのご意見がありましたように、そのように考えています。特に私どもが要請いたしておりますのは、3月議会で条例化をしたいという考え方、それ以前に十分な審議がつくせるような時間的余裕が欲しいと。という事はそれに間に合うように、擦り合わせなど必要な手続きをとって、委員会審議が十分できるように配慮して欲しい、という事を要望もいたしておりますし、今後、そのような立場でお願いをしていきたい、このように思っておりますので、ご意見を尊重しながら対応してまいりたいと思います。

他に何かございますか。

小野委員　峨瀬の集会所の件で、峨瀬の自治会と私の名誉のためにちょっと質問させていただきたい、そのように思いますのでよろしく申し上げます。まず、いろいろ検討課題となっておりますフェンスと鉄板の問題についてどのように終結してるのか、いやいやまだ議論しておられるのか、報告していただきたいと思います。

総務部長　以前に助役の方から3つの問題の中でという話の中で、そのうちの1つでございますけれども、その関係につきましては、地元の方からいわゆる所有者に工事に支障になるからどけてください、というような申し入れをしているという事でございまして、もしもそれまでにど

けていただけないならば、自治会において工事の着工に支障のない所に一時保管させていただくというような事も自治会長から文書でいただいております。そういった中で確認させていただいております。

小野委員 前回の11月19日に、私はここでいろいろ話させてもらってます。と言いますのは、当然工事現場においてあるフェンス、鉄板、これは工事に使われた物だろうという事で、今の自治会長が前の自治会長、同じですけどね。峨瀬の自治会が発注していた、名前出していきます、日本建設に問い合わせたところ、私は知らないという返事。事情を知っているだろうという事で予想される前自治会会長、それと下請け業者であった町内の業者、そこへ「どうですか？事情知っておられたら教えてください」という事で内容証明を送っておられる。その内容証明を何も返事もしないと、そういう事でもう一度出して、その結果何も返事がないという前提で、遺失物という事で警察へ届けると。これは当たり前の話なんです。その時点では誰のか分からない。一番予想されるという人の物だという事で、そこへ内容証明を送っている。そういう事実もあるんだから、私は何も間違った質問を助役にかけたのではないし、その行為がおかしい事もない。そしたらね、その後どういう、今の状態は総務部長がおっしゃった事だと思うんやけど、どういう結果でそういう事になったんですか、もう少し詳しく。

総務部長 この件につきましては、関係者の日本建設さんと地元自治会の方に来ていただいた中で私ども中に入らせていただいて、いろいろな話をさせていただいた結果、日本建設は恐らく私どもの工事を一時中断するけれども、その安全確保等の為にしたんだと。その物につきましてもまだ日本建設に帰属するものであるから、そういった面で安全性を確保するためにしたものであろう、という事の観点から「分かりました、一度確認します」という話でお帰りになりましたけれども、その後文書にて回答の中には、やはりその後平成12年の9月に工事中止をしておりますので、その2ヶ月後11月頃に日本建設さんの方は、

工事の再開の目途がたたないから、一時資材等引き上げるという決断された中で、下請けの今西さんにも話をされる中で、資材関係についても除去するという事になったわけでごさいます、その際に今西さんにもその話を日本建設さんから下請けの今西さんにもそういう話をされた。ただ、今西さんは、その当時町の方からも、安全面の確保という事で指示もあり、置いたという事も言われておった経緯について、やはり最終的には先ほど申し上げたような事情の中で、地元は今西さんにいろいろ話をされた結果、私が置いた物である。しかしながら今すぐどけるという事は、私どものいろいろな事情から、いろいろな事情と言いますか、今すぐに現場作業、仕事をしてる関係上、すぐにどけるという事はできないので、という話。どける事はどけるけれども、今すぐにはどけられないという事で申し出られたという事も報告として聞いております。以後そういった関係で、地元の方はそういった文書を出して来られた状況にあるわけです。

小野委員　まあね、もうちょっと内容的には私は知ってますので、文書に交わされている内容について。部長から名前を出されたので、私ははっきり言いますけれども、今西建設に「お宅のですか、どうですか」と。内容証明で送っておられて、無しのつぶてなんですよね。その当時は。11月19日当時は。だからまたそれで返ってこなかったら、内容証明で送られてるのに無視してるという事は、その人ではない、と判断するのは常識ですよ。だからそしたらもう考えられる所がないから、遺失物として峨瀬の自治会も動くのはこれ、当然の事ですね。その事で私は助役にもそのような事も言いました。そしたら、何か本会議で同僚議員が、私が間違ってるんだと、助役、それを、名前出してもらって私、小野議員に言ったってくれ、とそんな情けない事言われて助役どない思ってますの。どちらが常識的に、その時点では今西建設が、結局内容証明2回送られても返事しないという事は当然今になって「私のです」と言うのはおかしいですよ、本来はね。今そして、それを「いや、私のです」それですぐに撤去できません、そんなもん

強制的に撤去さすべきです。それで今西建設の話では、町と元請けだったかな、町ともう一つの自治会長、施主からの指示で設置したと。町もそれで納得してるんですか、町から指示してしたんですか。そしてたらそれこそ私が質問した時に、こうして峨瀬自治会に・・・という。その時になぜ、私が今西建設の方で町として指示してますから、今西建設ですよ、と何で言ってくれないんですか。そんな事はないんですよ。だから私は言ってるし、内容証明に返事をしてこない、2回もですよ。そんな事はどうなんですか。そういう事で自分らの意見を言わないという事は、どういう事になると思っておられますか。内容証明の事についてもお願いします。

助 役

この問題については、11月13日の委員会において、委員の方から質問がございました。これは登記がまだ手続きを追っていないのかという事の質問に対し、3点の問題について申し上げて、それをきちっとした形でしたい、という事からその調整を図っていく、こういう答弁をいたしました。その中で1点目についてはクリアできている。2点目について、問題を指摘した、ネットフェンス、鉄板でございまして、これも私はその時にはその所有者が誰かという事は現実には知らなかったわけでございまして、それを何とかしなければならないという事で進んできたわけでございます。そこで、小野議員からは遺失物として届けると言われました。遺失物として届けてきちっと明確化すれば、これは問題ないという事をはっきり言っております。所有者が明確化した以上、譲渡登記の方は手続きを追ってるという事でございますけれども、一般質問での西谷議員の時には、西谷議員は峨瀬集会所についての自分の主張を述べられておりました。我々といたしましては、そういった面も含めながら適切に答えたつもりでございます。そういう中で遺失物として届けたのはどうなったのか、という質問があったように思います。その時にはその結果は知らない。ただ、所有者は有限会社今西建設であるという答えをしたと思います。私はきちっとした所有者が分かった以上、やはりその撤去というのは当然進め

てもらわなければならない。従って私は直接有限会社今西建設に電話しているわけです。とにかく自治会が建設されるについての事であるから適切な除去をしてほしいという事をお願いしております。お願いというより、指導をいたしました。やはり今西建設は本町の土木のD級に指名された業者であります。そんな事にはやはりきちっとした内容で対応していくという事を私は判断しているわけでございまして、今後におきましても、トラブルのないような形で町としては進めていかなければならないと考えておるわけでございますので、私が西谷議員の質問に対して、私としては私の考え方、また町が今まで行ってきた手続きを考えて、これはきちっとした対応でやってきたと考えておりますから、そういう事を明確に述べたつもりでございまして、その点ご了承をお願いしたいと思います。いずれにいたしましても、峨瀬集会所の建築につきましては、交付申請書の受付及び内示も致しました。

小野委員　私が最初に断ったように、あの一般質問の中では、私と峨瀬自治会は名誉を傷つけられておるんですよ、あの彼の発言。当然その答弁を求めてないので、助役としてはどうしようもなかったと思いますが、その時にもし答弁するとしたら、助役はどのように思っておられるのか。と言いますのは、11月の2回目に出した段階では、それで返事が来なかったら一般的に言ってですよ、これは遺失物として判断しなければ仕方ないという状態で私は言ってたつもりなんです。その後はいろいろ働きかけて、D級の業者ですか、今まで知らんと言って逃げて、返事しないという事は逃げてるんですよ。そんな業者だからペナルティ取っても良いくらいですよ、はっきり言ってね。後になってから警察からもいろいろ言われる、また町からも言われるから、仕方ないから自分所でした、と。そんな情けない業者だったら指名から外してもいいくらいだと私は思ってます。それはさて置いといて、私と峨瀬自治会は、あの発言でそんなアホな事した、遺失物、確かに届けは行かれた、峨瀬自治会は。ああいう公の場所で助役に言ったってくださいと言われて、もし答弁するとしたら助役はどんな答弁しようと

したんですか。

助 役 遺失物として出されたという事でございます。それはそれとしてきちっとしなければならないと私は思います。ただ、この問題については、あくまでもやはり私が始めから言ってますように、約320戸の方々が一同に会した集会所が欲しいという事での切実な願いをされているわけです。そういう事から始めからこの集会所については町といたしましては、建築が実施できるように努力をしていきたいという事でございます。いろいろこの経緯がございましたけれども、最終的には議員の努力もございまして、前に向いて進めるようになっているわけでございます。そういう事も含めた形で私は答弁したんだろうと思います。

小野委員 またそちらの方は話をしたいと思います。もう一点ね、今、斑鳩町の中に地縁団体は何団体認可されているんですか。

総務課参事 10団体ございます。

小野委員 そしたら、あの時のいろんな質問の中にもありましたけどね、構成員の署名を集めるように指導したらしいですね、こちらから。そういう事をされた地縁団体というのは何ヶ所ですか。設立できてるのだけで。

総務課参事 署名を集められた形跡はございません。

小野委員 そしたら峨瀬については以前臨時総会開いておられましたね、前自治会長の時に。その時だけ署名を集めるように指導されたという事で理解したらいいと思うんですが、という事は何か町としては、そのまま総会の議決の事実を持ってこられて、これは認可しないと仕方ない

んですよね、本来の認可。だけど何か背景があったんだろうと、私は指導されたというのはこの前初めて知ったんですよ。当時の自治会長とその後すぐに話しておったんですけど、何でやろうな、と。そういう事をなぜしなければ、町はやっぱり大事にされたんやなという事は分かります。その当時の背景も考えてみたら、地縁団体の設立についての、手続きについての総会の扱いについて、もう少し慎重にやってほしいという事で91名の署名を集めて町に出されているから、背景分かりますけど。他の地縁団体にはそういう事がないからされたのか、その時だけ限ってされた、という事。前自治会長も、あの時の助役の答弁でも、やはり町は皆さん同じようにしないとイケない。だけど、同じように扱うけど、その時の背景があるから、やはりもうちょっと厳しくしておく、厳しくというのか、後で問題が起こらないように用意をしておくというのは、当然理事者側としては必要だと思いますしね。その当時の事、なぜしたかというのではなくて、私は理解してるんですよ。だけど一部の人は理解しておられないんです。それらの事についてしっかりとここで話しておいてもらった方がいいんじゃないかと。公平に扱ってるという意味がちょっと理解されてない、一部の方がおられますので、今後そういう事で公式な場所で言える時が少なくなかないかなと思いますので、その点ちょっとお願いしたいなと思います。

総務部長 その当時、自治会の中でいろいろと問題、問題と言えば問題、問題ないと言えば問題ない、考え方がいろいろあった中で、意思形成を十分確認する方法としてそういった事をされたらどうか、という事で担当がそういう話をしたという事でございまして、その結果として、その集められた物については、当然我々としてはいわゆる地元で備えておかれる物であって、我々としてはそれを申請の時にはという話で、もらったことはございませんし、それ以外の所についてはそういった、先ほど申し上げておりますように、そういう事を指導した、申し上げた事はございません。そういった中でさせていただくと。その当時の背景があって、そういうような事で私どもはしたという事でございま

すので、ご理解を賜りたいと思います。

小野委員　今のその取扱いの事でね、以前に9月議会に無償譲渡の議案の時に地縁団体の事で何か告発されたと思うんです。だからそこはその時の議員にとってみたらやはり難しい問題だったのかなと思ってるんですが、まずそういう事がね、基本は何なのかという事は、やっぱり議員としたら地縁団体の事をしっかり勉強しないといけないと思う。当時、町がとられた事は、それは基本ではない。やはり住民がいろいろな意見がある中で誤解を生まないようにとられた事が、誤解を生んでしまってね、私はその行為に対しては批判も何もしてないですよ。当然その当時はそうすべきだったと思いますし、何もそれを評価しないのではなく、その真意をしっかりと議員は理解しないといけなかったかなと。だけどころこういう事でまだまだ紛糾してるという事を、やはり町側も今後のあれにしていっていただきたいな、と思いますのでよろしく願いしておきます。

浦野委員　龍田財産区、いわゆる通称下司田池の件でちょっとお聞きしたい事があります。以前に資料としまして、ぶ厚い目の資料を頂いた中で、斑鳩町議会議事録という事で抜粋がありましたんですけど、これ長々と書かれておりますので、この要約をちょっとまとめてみたんですけど。いわゆる水利権、所有権あるんですけど。所有権は小城町長、町長が所有と。水利権というものは下司田池水利組合、水利組合長他の水利権者という事にあるんですけども、その中で町議会の議事録を見ますと、昭和55年3月19日に全員協議会で所有権の確認という事で協議をされております。当ため池の所有権は、水利権者9名の所有物ではなく、斑鳩町もしくは旧龍田地区共有財産、との認識を確認されております。またその管理については、地方自治法の規定に基づいて、経理は収入役が別途分離して歳入歳出の予算、決算を管理し、財産そのものの管理は町長がこれにあたっていると。この会議の中である議員さんが、今後の池の修理やこれに関連する施設の補修、維持

管理は従来どおり地元水利組合、下司田池水利組合が行うと。この場合の費用は財産区会計から支出される、それでいいのか、という質問に対しまして、総務課の方は、この費用は当該財産区の負担との答弁がありました。また、他の議員からは、当町内に存する数多くのため池について、全て財産区の財産か、という問いに対しまして、理事者側で既に土地改良区の財産として登記されているもの以外で、所有権欄の表示欄が共有地となっているものについては、概ね財産区財産であるとみて支障がない。ただし、断定はできない。という答弁が書かれております。そこで1点質問したいんですけども、このため池に設置してある、水門があるんですけども。小さな水門、上水と言いますか、それを抜く時に操作して水を出す水門ですけれども、それが今故障しております。原因は、と聞きますと幸進町が防火訓練の時にこの水門を開閉しようとした時に故障したと、回らなくなった、という事で町に対しておっしゃっておるということ水利組合長から聞いております。見積もりを採って修理すべく、防火水、或いは水利の水として水門が開かないと機能しないので、修理しようとしておるんですが、見積もりが上がっている段階かと思いますが、この費用については、先程議事録の中でも申し上げましたように、財産区会計からの費用負担という事で考えてよいのか、この点についてちょっと聞かせてください。

総務部長　この水利を、そういったものの管理されるものの専らの施設という事で、水利権をお持ちの方が町の補助を受けて維持管理をしていたと。ただ、池そのもの全体に関わるものについては、所有者である財産区として維持していかなければならないという事もありますけれども、今回おっしゃっている分については、水利権者である地元水利組合が町の補助を受けられて維持管理、補修していただくという事になると思います。

浦野委員　あともう1点、すいません。水利権の位置づけがどうも明確でない

ような気がいたしまして、以前ですね、神南4丁目におきまして、ちょうど県立三室病院の向い側に池があったと思うんですけど、いわゆる神南の水利の池という事で。これもちょうど龍田財産区下司田池と同じような性格で、昨日法務局の方で調べてきたんですけども、昭和45年11月4日付けで売却されております。タカダ商事かタカダ何とか、不動産業者の看板がずっとかかっていたので、皆さんもご存知かと思うんですけども、その方が今お持ちだという事で、いわゆる町長が所有者で、高田さんご兄弟で連名で、買主ですけども今所有、固定資産税ですか、滞っておって斑鳩町の差し押さえというような事が載っておりましたけれども、これも財産区財産として、当初謄本の表紙をめくりました所に共有地となっておりまして、あと昭和45年9月でしたかね、町長の名前に所有者という欄が出てきまして売却、という経緯が分かるわけなんですけれども。水利権というものが、どのような位置づけなのかなという中で、この神南の池の売却の詳細について、一度、以前から総務部長、植村部長の方にお問い合わせはしておったんですけども、その売却の理由とか、金額とかいわゆる金の流れとか、所有者である町長と地元水利組合との間のやりとりとか、その辺の詳細について分かりましたら昭和45年ですからもう33年前ほど前の話ですので、なかなか資料も出しにくいかと思うんですけども、ちょっと詳細について今後で結構ですのでお調べ願いたいなと思うわけです。これをお願いとしておきます。以上です。

委員長 ただ今の事について理事者から何かございませんか。

総務部長 今おっしゃっている意見につきましては、当時下司田池の係としては、昭和町の方へも造成されて昭和町の方へも賄われていたという経緯の中で、その一旦池に水が流れて、そっちに行っていたかと私は聞いておりますけれども、そういった中で昭和町の方で造成されて賄う物が、必要とする田がなくなったという事で一般に売却されたという事で、その関係について以前に私の方へ浦野委員さんの方から調査を

されたい、してもらえないか、という事であったわけでございますけれども、私の方では30年ほど前の古い話でございます、昭和45年と言いますと私も役場へ入った当時でございますので、古い話で、その関係について必要な書類等も担当に調べさせましたが、ないという事でございます。いずれにいたしましても、現在は下司田池の係りとしては、四反余りの田を賄っておられるということの中での水利権という事で利用されている。そういった中で先ほど申し上げました、そうしたその為の管理施設については、地元で管理していただくという経緯があると考えておりまして、そういった事でその当時の関係については、今一度もう一度要請がありましたので、調べてはみたいと考えておりますけれども、現在までの経過としてはそういった事でございますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

誤解をされてもいけませんので、申し上げたいと思うんですけどもね。歴史が古いものであればあるほどにね、思惑なり聞きづたいなりの答弁は控えて欲しいと思うんですよ。むしろ調査を要望されてるんですから、調査をするのかしないのか、という事だけはっきりしてもらえればいいのであってね、余計な先入観とか何とかの関係を述べられて、いろいろ議事録の関係を見てるとややこしくなってしまう。そういう意味で、今言われている下司田池の関係についても、ご指摘のある事は私は承知してるんですけども、そういった面で今の要望は要望に応じて調査をするのかしないのか。分かる、分からないという関係は調査をしてみないとどうにもならないわけですから、まず調査をするのかしないのかという事についての明確な、出来ないという事なのか、するという事なのか、はっきりしておいてください。

総務部長

申し訳ございませんでした。先ほど申し上げた事は推測の域を脱しておらないというので、それにつきましては、私の方で、先ほど申し上げましたように調査いったんしておりますけれども、再度もう一度調べたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 調査をする、と。させてくれという事で時間的な猶予を求められているわけですから、ご了承願いたいと思います。
他にございませんか。

議長 先ほど委員の方から下司田池の龍田財産区。これは現在いろいろと問題が先歩きしているように思うし、現在手続きの中で、その裁判官が2人になったとか、1人になったとか、早く和解とかいう話出てますけれども、現在までの状況、どうなっているんですか。説明だけ。

企画財政課長 前回の委員会でも報告を申し上げたのですが、現在裁判長の方からこの裁判については和解の見込みが薄いということで、審議を進めてそのうち和解をするかどうかお聞きしたい。その時に和解がなければ判決を下したい、というように進められております。

委員長 他にございませんか。
なければ本日の会議で予定致しております議題は全て終了しておりますので、これで終わりたいと思うのですがよろしいですか。

(了 承)

委員長 それでは閉会に先立ちまして町長からご挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 それでは最後に本日の会議の取りまとめにつきましては、事務局の方で会議録を整理をいたしますが、本会議における報告内容につきましては、全てを網羅することはできないと思いますし、内容が内容でありますので、議事録でむしろ確かめてもらう方が、誤解がなくなるのではないかとと思われる場合もありますので、本会議報告に対する委

員長の取りまとめにつきましては、省略する部分もありますが、ご承認をいただいておりますが、よろしゅうございますか。

(了 承)

委員長

そういうつもりでお願いいたします。
それでは本日の総務常任委員会をこれで閉会をいたします。ご苦労さまでした。

(午前11時57分 閉会)